# CRE戦略の考え方と ケーススタディ

ダンコンサルティング株式会社 代表取締役 塩見 哲

## 第6回 土地も事業もシフトした企業継承

企業の事業内容と立地が合わなくなったとき、これをどのように変えていくかは経営戦 略の重要なカギとなる。事業そのものを時代や立地に合わせて変えるのか、立地を変え るのか、事業も土地も新しい方向に転換するのか。計画的な清算という選択肢もある。 本稿では、事業と立地の在り方を考えるとともに、こうした転換期に活用できる税法上の 特例について解説する。

#### 立地環境型から需要創造型へ

経営活動を行う場合には、その事業内容が 立地環境型か需要創造型かによって、活用す る土地の選択方法が異なってきます。立地環 境型ならば土地が事業継続のための重要な 資源になるのに対し、需要創造型の場合に は、土地よりも事業の仕組みがポイントに なってくるからです。

大きく捉えれば、20世紀の社会は立地環 境型の土地活用が主力を占めていました。そ の最大の理由は、需要が供給を上回る社会背 景があったからです。

需要が供給を上回る社会とは、簡単にいう と、人口の急上昇時代(1900年4,400万人、 1950年8,400万人、2000年1億2,700万 人)ということです。モノ(生産)が足らずに、そ の消費活動を行う人口が増え続けていった のですから、売上が伸び続ける社会だったと も言い換えられます。

ところが、2004年の人口ピークから、今後 2050年の約8,800万人、2100年の約 5.000万人と人口は減り続けていくことが予 想されています。モノやサービスを消費する 人が減っていくのですから、原則的には売上

が減って当然の社会を迎えているわけです。 ここでは、あくまでも原則的にということであ り、個々の企業の売上が減少するという意味 ではありません。

実は、生産と消費に関しては、人口全体を 眺めるより生産年齢人口の推移を検証した 方が理解しやすいのです。生産年齢人口と は、15歳以上65歳未満の人口のことで、消 費人口とも労働人口とも呼ばれています。

生産年齢人口は1950年の5.017万人か ら1995年の8,716万人まで伸び続け(ピー クアウト)、その後減少を始めています(09年 現在で8,149万人)。その結果が図表●に見 るように、ビールの消費量、スーパーマーケッ トの売上高、ガソリンスタンドや事業所数など の減少につながっています。人口問題研究所 の予想では、2050年には4,900万人程度に までほぼ半減していくのです。

#### 「需要く供給」の時代の土地活用

需要が供給を上回る社会は1995年頃に 曲がり角を迎え、すでに供給が需要を上回る 社会に入っているということです。その結果、 土地活用の有り様も変革し、立地環境型から 需要創造型にシフトを始めているのです。

需要創造型による土地活用の時代に入る と、その土地に適した事業を探すより、この事 業を行うために必要な切り口を重視して土地 を選択するという方向に変化します。ボーダ レス化、業種から業態への変化、土地活用の 所有と経営の分離(定期借地権の仕組みな ど)、収益還元価格による不動産評価などと いう社会変革も、需要創造型の後押しをする 流れとして生まれてきたのです。

したがって、今後は土地の価値は事業の価 値によって変化していくという理解をしてお かなくてはなりません。事業の価値とは、経営 を営む経営者の意志が生み出すものであり、 土地所有者が自ら事業を行った方が価値を 高められるのか、それとも第三者に委ねた方 が価値を高められるのかという選択にもつな がってきます。すなわち、こうした切り口が21 世紀型のCRE戦略のポイントになってくると 考えるべきでしょう。

#### 業種型か業態型か

立地環境型と需要創造型を理解するもう 一つの考え方があります。業種か業態かとい

#### う区分です。

最近のビジネスは、業種型から業態型ヘシ フトしだしていると言われています。業種と は、日経株式欄での区分けでみられるように、 「何を売っているか」が分かるということです。 つまり、企業側が売っている商品やサービス を会社の名前などによって分かりやすくして いるという切り口が、業種発想といえます。供 給不足で需要が伸び続けている社会では、顧 客にとって業種的切り口は大変役に立ってい たのです。

ところが、需要が減少していく社会では、企 業側が顧客を探さなくてはならなくなります。 そのため、顧客はどこにいるか、どんな顧客 をターゲットにしたいかなど、企業側が顧客 の顔を明確に示さなければならなくなりまし た。業態型ビルの一例が**図表2**に示すような ケースです。簡単に言えば、大量に靴を作って 顧客に買ってもらう時代ではなく、自社の存 在価値を重視してターゲットがどこにいるか を考え、その人に合った靴を作って、ターゲッ ト層へ提供していくという社会に近づいてい るということなのです。

あらゆるビジネスが業態化しているという のは、企業が「何を売っているか」ではなく、 「誰に売っているか」という事業展開こそが顧 客の需要に結びついてくるからです。まさに、 需要創造型が主力となりだしていることが分 かります。

#### 衰退してきたA社事業

関西の都心部で旅館を営んでいるA社が あります。新しい近代的なビルの狭間でひっ そりと経営をしてきました。立地的には駅に 近く、旅館の横には小川が流れており、落ち 着いた雰囲気を醸し出しています。

最盛期には、関西方面に来る旅行客には人 気があり繁盛してきましたが、あらゆる業態 の宿泊施設の誕生とともに下降線をたどって いきました。人件費を削ったり、設備の改修を 延ばしたりして資金ショートを免れてきまし たが、最近では赤字幅が一向に改善できない 状態が続いていたのです。

#### 図表 ・ ピーク時とその動き

	1994年~1997年	2008年~2011年
ガソリンスタンドの数	60,421店(′94)	38,500店(′10)
ビ ー ル 類 出 荷 量	5億7,000万ケース('94)	4億6,000万ケース(′10)
信用金庫+信用組合の数	753件(′97)	442件(′08)
スーパーマーケットの売上高	17兆円(′96)	13兆円(′08)
総務省の発表している事業所数	655万所(′94)	604万所(′11)
生 産 年 齢 人 口 の 数	8,716万人(′95)	8,149万人(′09)

#### 図表② 需要創造型=業態型ビルの一例

	インテリジェントビル	従来の室空間と設備以外に通信機能と快適環境を加えたうえ、 利用時間の制限のないオフィスビル	
	スペシャルビル	医療ビル・コンサルタントビル・カタカナ職業人ビルのように専門家が入居し、入居各社のネットワークが明確に組織されているため、ビルの存在自体が営業力を持つ専門家ビル	
	マーケティングビル	各社のショールームを集めて発表するショールームビルのように 業種を絞ったうえ、1社ではやれないことを集団の力で可能にす る展示ビル	
	インキュベーションビル	これから事業展開を図る、いわゆるニュービジネス事業家を集めたエッグビル	

そのうえ、A社の経営者も、女将として実質 的に旅館運営の指揮者であった経営者の妻 も年齢を重ねてしまい、今までのように無理 がききません。社員数を減らしてきたため、経 営者の仕事は増えるばかりです。もし、自分た ちのどちらかに万が一の事態が起こると、A 社は倒産の危機に陥ります。

後継者として予定していた長男は、小さい 頃からの趣味であるテニスに夢中になり、イ ンストラクターの資格も取ってテニススクー ルで働いています。おそらくこのA社を継いで くれる可能性はないでしょう。

そうなると、A社の経営している旅館の敷 地を早めに売却して、借入金を返済した方が 良いのではないかとA社社長は考えました。 今なら売却した資金で借入金を完済し、老後 の資金もしっかり残せるのではないかと判断 したのです。

ところが、A社の所有地は、戦後間もなくの 1955年に購入したもので、都心部でもあ り、その後の地価の上昇によって相当の含み 益を生じています。そうすると、この売却益に

対して法人税などが課税されます。ここ数年 の赤字を繰越欠損金として活用することはで きますが、売却益の一割程度の影響しかあり ません。

そのうえ、残った資金はA社の所有であり、 A社社長ら個人のものではないのです。退職 金などを支払うことで節税するとともに、個 人資金に移動させることは可能です。ただ、 社長自身も単純に売却して税金を支払って 老後の生活資金を確保するという手法は、経 営者の判断として正しいのかどうかで悩みは じめました。

#### 事業と立地のミスマッチ

企業が自社所有地を上手に活かせない状 態に陥ると、当然ROA比率の減少につなが ります。土地の価値が活かせないと収益力が 低下し、結局、価値が下がり価格が下がると いう負の循環サイクルに入り込むからです。 そのため、通常は早めに売却して負債を返 済していく方法が採られますが、A社の場合

にはこの土地を売却して清算すると、企業と しての継続を捨てるということと同じになり ます。

もちろん、A社ごと売却して(A社の旅館と いう営業権ではなく、敷地である土地の価値 を評価するという不動産M&A)、株主である A社社長に資金を移すとともに第三者によっ てA社を継続してもらうことは可能です。た だ、今まで自分たちが事業として支えてきたA 社という器に対する未練がなかったわけでは ないのです。長男と話していても自分はテニ スを生涯の仕事と決めているため、旅館業の A社を継ぐ気はなく、この土地の面積ではテ ニス関係の施設を作るだけの余裕もありま せん。

A社社長は、「立地と事業内容が合致しなく なったら、立地を変えるか、事業内容を変える か、あるいは、立地も事業内容も変えて新し い仕組みを構築する方法がある」と書かれて いた土地活用戦略の書籍を読む機会を得ま した。友人から参考になるかもと渡されたか らです。A氏の長男は、テニス関係なら一生の 仕事にしてもよいと考えています。A社を継が ないのはA社が旅館業をやっているから継が ないのであって、A社に問題があるからでは ないと考え直したのです。

そこでA社が旅館業からテニス練習場に業 種を変えていくならば、長男は継いでくれる のではと戦略を変更したのです。そうすると、 この立地でテニス練習場事業を運営すること は立地的にも面積的にも合いません。逆にい えば、テニス練習場が可能な立地にシフトす ることで、A社を守り続けていけるのではない かと視野を広げていったのです。

#### 法人税法の買換え特例の活用

法人税法には、「特定資産の買換えの圧縮 記帳」という制度があります。会社が特定の 固定資産を売却し、一定期間内に特定の固定 資産を取得して事業の用に供すれば、図表€ のような計算によって売却益の80%程度は 課税の繰り延べができることとされています。 特に、図表❹のような17号規定と呼ばれる 図表 3 法人税の圧縮限度額の計算(売却年度で買換資産の取得をした場合)

#### (圧縮基礎取得価額(注①))×(差益割合(注②))×80%

[注①] 買換資産の取得価額と譲渡資産の対価の額とのうちいずれか少ない金額

(注②)差益割合は下の算式により計算する。

#### 譲渡資産の 譲渡対価の額 差益割合=

譲渡資産の譲渡対価の額

- ※譲渡経費に含まれるもの
- ●譲渡に要したあっせん手数料、謝礼
- ●譲渡資産が建物である場合の借家人に対して支払った立退き料
- ●譲渡資産を相手方に引き渡すために支出した運搬、修繕等の費用
- ●土地等の上にある資産または建物内に施設されている資産を契約の一環として若しくは譲渡のために 取り壊しまたは除去した場合の取り壊しまたは除去により生ずる損失の額(取得価額に算入されるも のは除く)

#### 図表4 法人税法の買換え圧縮記帳(簡易規定)

目 的	長期保有土地から土地供給を促すための土地等を中心とする買換え
売却資産	国内にある土地等、建物又は構築物で、 取得した日から引き続き10年超所有されたもの
購入資産	国内にある土地等、建物、構築物、若しくは機械及び装置など

「長期保有土地から土地供給を促すための土 地等を中心とする買換え」は、A社の土地の買 換え実行には利用しやすい制度です。売却資 産も購入資産も「日本国内にある土地・建 物」とされているため、極端にいえばどこでも いいからです。

A社は税法の「特定資産の買換えの圧縮記 帳の17号規定」という制度をフル活用するこ ととしました。売却益課税の繰り延べを図り、 資金余剰を増やしながら、テニス練習場に見 合った条件に合致する土地を探すこととした のです。A氏の長男ももちろん大賛成です。一 気にA社の継続条件が整ってきました。

税法の買換え条件の中には、図表母のよう に、売却と購入の時期の判定もあります。A社 の立地は賃貸ビルなどの立地としては適して いますので、買い手はすぐにつくはずです。し たがって、まずテニス練習場に向いている郊外 の土地の情報に力を入れることとなりました。

また、買換え特例の適用を受けられる土地 の面積は売却する土地の面積の5倍が上限 とされています。したがって、安い土地をでき

るだけ広くというわけにはいきません。簡単 にいえば、売却する土地の坪単価の20%以 上の坪単価でテニス練習場に向いた土地を 探せばいいわけです。

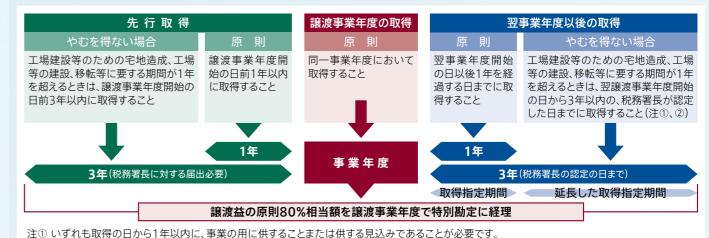
#### 土地と事業の転換

A社の土地は、予想通りすぐに買い手が複 数現れました。旅館建物の取り壊し費用の負 担は買い手に依頼するという条件でしたが、 ほとんどが土地の更地価額で打診してきたの

郊外の中心都市へ向かう幹線道路から一 本入った生活道路沿いにテニス練習場として 活用できそうな土地が見つかったのは、A社 社長が方向性を定めてから4ヶ月が経ってい ±1,/;-.

売却した資金の一部で既存の借入債務を 返済し、A社に残っていたベテラン幹部社員 に退職金を支給し、残りの資金を新しく購入 する土地とクラブハウスの建築資金に振り向 けました。A氏は売却価額の全てを購入資金

#### 図表 5 買換え資産時期の検討表



注② 税務署長の承認を受けるには、原則として譲渡した日を含む事業年度の翌事業年度開始の日から2ヶ月以内に申請書を提出することが必要です。

### 図表 6 自社のポジショニングMAP

#### 既存事業 事業内容 時代に合わない 立地に合わない ①業種から業態・個態へシフト ③事業に合った土地へシフト 事業内容は社会にも 継続できる条件を自社の経営資源から 土地をシフトして既存の事業を継続していく ための新しい仕組みを構築 見つけなおして、商品構成の変更や新 自社にも重要 しい時代に合った売り方へシフトする ④立地に合った事業へシフト 既存の業種を捨てて、この土地に合った新し ②計画的な清算またはM&Aの検討 い事業(業種・業態)へ進出 早めに清算などの決断を下し、生活余 ⑤土地は売却(またはM&A)、事業は清算 力を生み出していく後継者がいる場合 自社は継続したいが 土地や会社を売却して株主が生活資金を得 には、後継者の意見を重視することが 事業内容には魅力が るための早めの決断 なくなっている ⑥土地も事業もシフトして企業継承 後継者の考える新規事業に向いている土地 に買換えして継続を目指す

#### 図表 A社の事業転換



に充当したわけではありません。そのうえ、圧 縮記帳として売却益から控除できる金額は 80%です。したがって、差額については法人 税等の課税対象となるのですが、過去の繰越 欠損金と当期の退職金などによってほとんど 相殺できることとなりました。

A社長は、A社の本店所在地を変更すると ともに代表権も長男に譲り、A社株式も評価 が下がっているこの時期に贈与することとし ました。長男はA社を継承すると決めた4ヶ月 前から単なるテニスのレッスンプロではなく、 テニス練習場の経営者としての考え方に変 わるべく、買換え実行からテニス練習場の オープンに至るまで見事な活躍ぶりを示して きました。幸いにして長男には基本的なリー

ダーシップが備わっていたこともあり、テニス 仲間の支援を受けたり、顧客拡大へのサポー ト陣も数多く集まってくれたのです。

不動産と事業のミスマッチと後継者問題か ら生じたA社の危機は、土地を近隣郊外にシ フトすることで「特定資産の買換えの圧縮記 帳制度」を活用して余剰資金を増やし、旅館 業をテニス練習場に事業シフトすることで、 業務のプロフェッショナルと後継者を同時に 見つけることができたのです。

立地と事業のバランスチェックを行う場合 には、図表6のようなマトリックスを作成する こととなります。A社は図表

のように新たな 土地活用を見出して、企業の継承につなげる こととなったのです。

#### ■筆者プロフィール:塩見 哲(しおみ さとし)

ダンコンサルティング株式会社 代表取締役、税理士、経営 戦略コンサルタント、建築企画プロデューサー。1949年京 都府生まれ。公認会計士事務所を経て、1976年経営戦略コ ンサルティング会社設立(税理十登録)。以来30年以上にわ たり、中小企業の目的である「継続」をテーマとして、企業哲 学、理念、風土を軸とした経営戦略の立案・企業診断・再建 計画・出店戦略・企業継承・不動産の活性化に関するコンサ ルティング業務を一貫して行っている。





